

## 訓 練

## 要 請

令和3年10月29日10時48分

福井県知事 殿  
滋賀県知事 殿  
岐阜県知事 殿  
美浜町長 殿  
敦賀市長長 殿  
若狭町市長 殿  
小浜市長 殿  
越前市長 殿  
南越前町長 殿  
越前町長 殿  
長浜市長 殿  
高島市長 殿  
揖斐川町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長

関西電力株式会社美浜発電所3号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

### 記

- ・ 関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の住民であって施設敷地緊急事態要避難者（注）は、避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い次第、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰

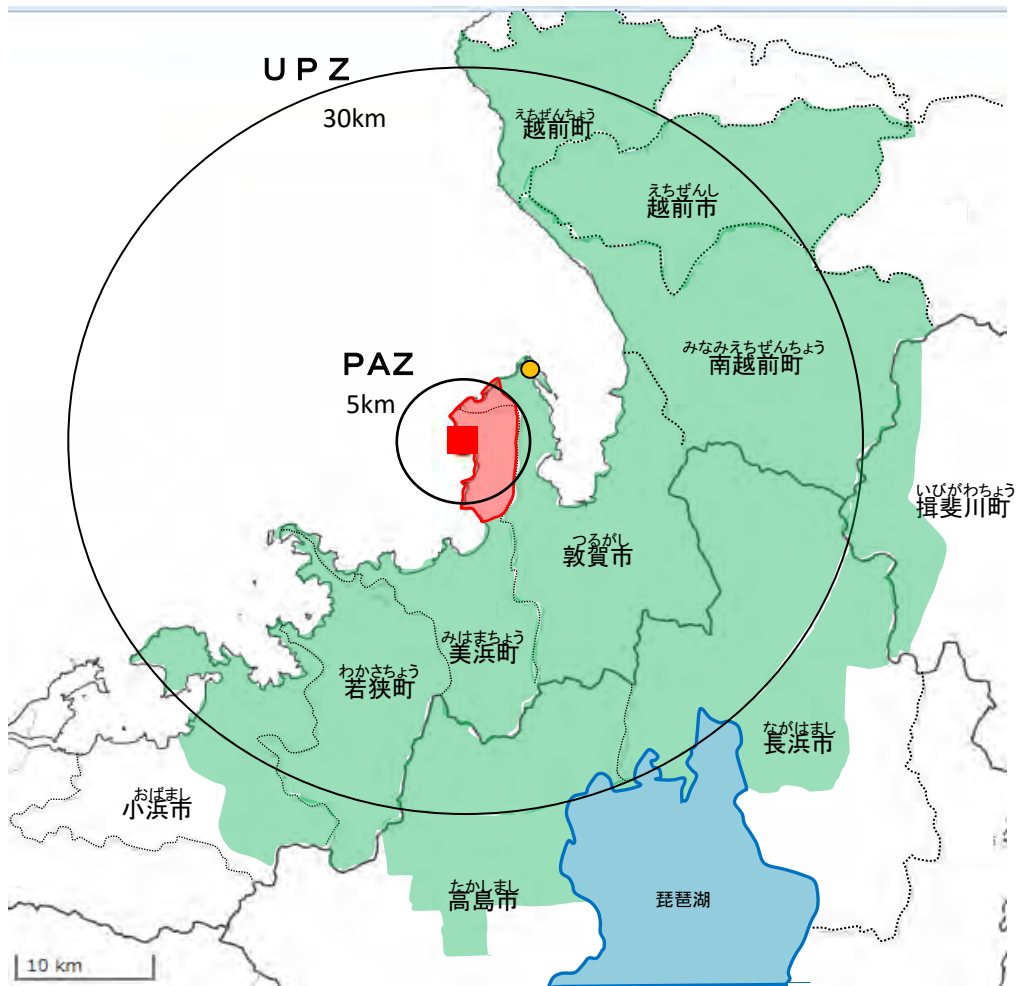
宅できる者は、可能となるまでの間は屋内退避し、準備が整い次第、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。

- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）は、避難準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域の住民（施設敷地緊急事態要避難者（注）を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を実施すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を実施すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は帰宅すること。
- ・関西電力株式会社美浜発電所のPAZ、PAZに準じた避難を行う地域及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者



区分	県名	市町名
P A Z	福井県	美浜町の一部 (①)
		敦賀市の一部 (②)
U P Z	福井県	美浜町 の全域 (①を除く)
		敦賀市 の全域 (②を除く)
		若狭町 の全域
		小浜市 の一部
		越前市 の全域
		南越前町 の全域
	滋賀県	長浜市 の一部
		高島市 の一部
	岐阜県	揖斐川町 の一部



## 第2回現地事故対策連絡会議

### 次 第

(日時) 令和3年10月29日(金) 12:15～

(場所) 美浜オフサイトセンター

#### 1 開 会

#### 2 議 題

##### (1) 現状の共有

- ①プラントの状況(プラントチーム)
- ②施設敷地緊急事態要避難者の避難状況(住民安全班)
- ③実動機関の活動状況(実動対処班)
- ④緊急時モニタリングの実施体制(放射線班)

##### (2) 全面緊急事態における防護措置方針の検討

##### (3) 現地対策本部長指示

#### 3 閉 会

